

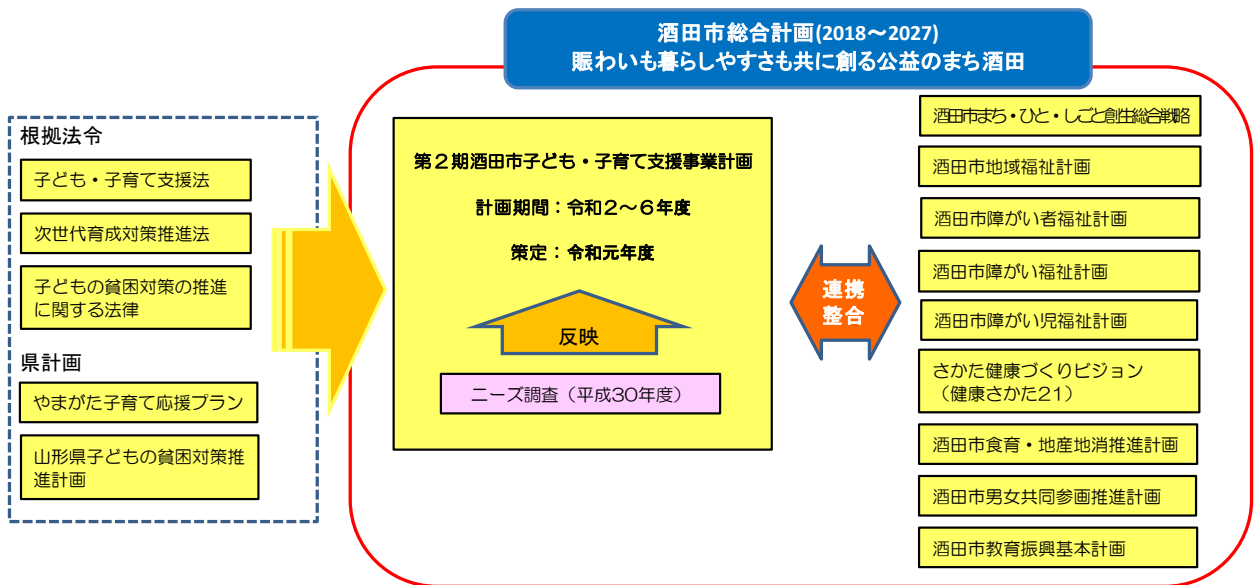
2 計画の位置づけ

本計画は、本市で生活するすべての子どもの育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、幼児教育や保育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するための施策として位置づけます。

本計画は、酒田市の子育て施策の総合的な計画とするものであり、国の「子ども・子育て支援法」による「子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。また、「次世代育成支援対策推進法」による「市町村行動計画」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」による「市町村における子どもの貧困対策についての計画」としても位置づけるものです。

本計画は、「酒田市総合計画」を上位計画とし、「酒田市地域福祉計画」「さかた健康づくりビジョン」「酒田市教育振興基本計画」「酒田市男女共同参画推進計画」などの福祉、保健、教育関係計画や、国や県の関係諸計画との連携・整合性を図りながら推進することとします。

(図表 1-1)



3 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年を計画期間とします。

また、「子ども・子育て支援事業計画」においては、計画内容と実態にかい離が生じた場合は、計画の中間年を目途に計画の見直しを行うものとします。

(図表 1-2)

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第1期酒田市子ども・子育て支援事業計画									
			ニーズ調査	計画策定	第2期酒田市子ども・子育て支援事業計画				

重点施策 1 学童保育の充実

放課後の子どもの居場所として、地域ニーズや小学校の統合計画、余裕教室の状況を据えて、学童保育所の計画的な整備を進めます。保育の実施にあたっては、児童がより安全に、健やかに過ごせるよう、児童数に応じた指導員を配置します。また、職員の質の向上のための研修や職員の処遇改善を支援していきます。

加えて、子どもの居場所づくりと地域への愛着形成を図るため、地域で放課後の子どもを対象に遊びや体験学習などを行う放課後子供教室の設置を検討します。

【具体的施策】

No.	取組内容	主な実施主体	新規
38	地域の需要を捉えながら、待機児童が発生しないように、学校の余裕教室を利用するなど学童保育所の整備を検討します。	子育て支援課 企画管理課	
39	学童保育所の開所時間の延長や長期休暇のみの利用などの利用ニーズへの対応を検討します。	子育て支援課 運営団体	
40	大規模学童保育所については、グループ分けによる保育を実施するとともに、必要に応じて分割等を検討します。	子育て支援課 運営団体	
41	学童保育所での環境整備による障がい児の受け入れを推進します。	子育て支援課 運営団体	
42	学童保育指導員の資質の向上のための研修を充実します。	子育て支援課 運営団体	
43	地域の実情を踏まえ放課後子供教室の設置について検討します。	社会教育文化課 企画管理課	
44	学童保育所の整備にあたっては、放課後子供教室との連携を検討します。	子育て支援課 社会教育文化課 企画管理課	新規

◆重点施策 2 地域の育児力の向上

地域の将来を担う子どもたちが、生まれ育った地域でずっと暮らしていきたいと思うような地域にしていくためには、市民が「地域の子どもの育ちをみんなで支える」という意識を持ち、地域の関わりの中で子どもと保護者を支えていくとともに、保護者も地域の活動に子どもとともに参加し、地域とのつながりの中で子育てを行うことが重要です。



本市でも、近年、地域における子どもや親子、多世代交流の場として地域食堂が開設されています。地域が学校や企業などと連携・協力して事業を進めており、市としてもこうした取り組みが進み継続していくように、開催にあたっての相談や周知の協力等をしていきます。

また、子育てから離れた年代の人なども含めて、地域が積極的に子育てに関する取り組みを実践できるよう情報提供や、支援の充実、保護者の意識啓発を図ります。

【具体的施策】

No.	取組内容	主な実施主体		新規
再掲 7	地域子育て支援拠点施設などでの育児相談や交流機能を充実します。	子育て支援課 健康課	NPO法人	
再掲 10	地域子育て応援団の育成など、地域での子育てに関する気運の醸成を図ります。（再掲）	子育て支援課	地域	
45	児童図書室の図書等の充実と、市内施設でのさまざまな団体による読み聞かせを推進します。	図書館 子育て支援課	NPO法人	
46	児童の読書普及を図るための図書館ボランティア活動へ支援します。	図書館		
47	子育て支援の場、屋外の遊び場として、保育所、自治会館、コミュニティセンター等の利用を推進します。	子育て支援課 まちづくり推進課	地域（自治会、 コミュニティ 振興会）	
48	地域で行われる伝承遊び、伝統芸能の継承活動、などの交流事業を支援します。	社会教育文化課	地域	
49	地域での子育て支援に対する学習機会を充実します。	社会教育文化課	地域	
50	「子ども食堂」の取り組みを支援します。	子育て支援課	市社会福祉協議会	新規

◆重点施策 3 子育てを楽しむことができる環境の整備

平成30年3月に策定した酒田市総合計画の主な施策「親子の遊び場づくりなど育児環境整備」の一つとして、昨年度実施したニーズ調査（P.53、図表4-1-7）の結果から、多くの子育て家庭の保護者が望んでいる、屋内型児童遊戯施設の整備を検討します。

【具体的施策】

No.	取組内容	主な実施主体		新規
51	屋内型児童遊戯施設の整備を検討します。	企画調整課 子育て支援課		新規



施策の方向性 2 若者の暮らしの希望がかなう環境づくり

子育てに関する高校生の意識調査では、高校卒業後の進学・就職先として、86.8%が市外を希望しています。また、将来的に酒田に戻る希望の有無では、「戻りたいと思う」が22.7%、「戻りたいと思わない」が17.7%で、多くが「分からない」と回答しています。

本市でいきいきと暮らすことができる若者を増やすためには、地元定着のための施策や雇用の場の創出、雇用のミスマッチの解消などの支援が必要です。

また、酒田市総合計画の市民アンケート（平成27年実施）では、20代～30代の独身者のうち72%が「いずれは結婚したい」と考えていますが、本市の婚姻率は3.6（人口千人対）と、全国及び山形県の率より低くなっています。結婚を望む独身者に対する支援として、関係機関・団体などと連携し、若者が出会い、交流する場の機会創出に努めていきます。

◆重点施策 1 若者への就労支援

若者の地元就職やUIJターン就職を増やし、安定した生活を営むことができるようにするため、地域の学校、県、企業、関係機関等と連携を図って各種施策に取り組みます。また、第1次産業を始めとした事業の後継者に対しては、経済的支援だけではなく、技術研修などの機会を充実させ将来に夢と希望が持てるように支援します。

【具体的施策】

No.	取組内容	主な実施主体		新規
57	ハローワーク、若者就職支援センター、商工会議所、商工会などの関係機関と連携し、若者の就労を支援します。	商工港湾課	事業所	
58	UIJターンを希望する若者へ、UIJターン人材バンクで就労支援を行います。	地域共生課	事業所	
59	地元企業に対する高校生の理解を深めることにより、地元就職を促進します。	商工港湾課 事業所	高等学校	
60	UIJターン就職を推進する企業に対して支援を行います。	商工港湾課	地域共生課	
61	地元企業育成や企業誘致による就業機会拡大を進めます。	商工港湾課	事業所	
62	新規就農希望者への就農支援や農業後継者に対する技術研修などを支援します。	農政課		
63	漁業後継者の育成や活動を支援します。	農林水産課		

◆重点施策 2 男女の出会い、交流の場づくりへの支援

結婚サポートセンターを設置し、結婚サポーターによる男女の出会いの創出を支援するとともに婚活イベント等を開催します。さらに、関係機関・団体等と連携して結婚推進に取り組み、結婚につながるよう努めます。

（4）国際性を育む教育の推進

No.	取組内容	主な実施主体	新規
再掲 137	外国語指導助手（ALT）の積極的な活用を図ります。	学校教育課	
153	子どもの国内・国際交流活動の推進に対する継続的な支援を行います。	学校教育課 交流観光課	各総合支所 地域振興課
154	高校生がインバウンド ¹ のおもてなしを学ぶ研修を行います。	交流観光課	新規

（5）情報化に対応した教育の推進

No.	取組内容	主な実施主体	新規
再掲 134	I C Tを活用した教育の充実のための計画的な情報機器の整備と指導者の育成を行います。（再掲）	学校教育課	
155	メディアへの過度な依存による弊害について啓発し、地域、学校、家庭における情報モラル教育を推進します。	学校教育課 社会教育文化課 子育て支援課	地域、学校 保育所、認定こ ども園

（6）青少年のボランティア活動の推進

No.	取組内容	主な実施主体	新規
156	小学生、中学生、高校生自身によるボランティア活動の推進と地域などで展開される市民活動への参加を促進します。	学校教育課 社会教育文化課	まちづくり推進課 N P O法人
157	地域子育て支援拠点施設でのボランティア活動の積極的な受け入れを行います。	子育て支援課	N P O法人
158	市民ボランティアによる環境美化活動の推進と支援を図ります。	まちづくり推進課	土木課

（7）芸術に親しむ機会の充実

No.	取組内容	主な実施主体	新規
159	青少年を対象にした質の高い鑑賞機会の充実を図ります。	社会教育文化課	
160	幼児期から大学生までを対象に、一流の芸術文化に触れる体験型事業を実施します。	社会教育文化課	
161	コミュニケーション能力を高め、生きる力を育むことを目指した事業の充実を目指します。（コンテナポラリーダンス事業等）	社会教育文化課	

6. 「インバウンド」：インバウンド（Inbound）とは、外国人が訪れてくる旅行のこと。日本へのインバウンドを訪日外国人旅行または訪日旅行という。これに対し、自国から外国へ出かける旅行をアウトバウンド（Outbound）または海外旅行という。

◆重点施策 1 安全な道路環境の整備

通学や外出の際に安全、安心に通行できるように道路環境や歩行空間の整備や支援を行います。

【具体的施策】

No.	取組内容	主な実施主体	新規
188	冬季でも安全に通行できるように自主除雪機械購入に対して支援します。	土木課	
189	道路改良事業や側溝整備事業などの大規模改修において、ベビーカーでの移動の利便性、安全性の向上に向けた歩行空間等のバリアフリー化を推進します。	土木課	

◆重点施策 2 子育て世帯にやさしい施設環境の整備

公共施設におけるバリアフリー化やユニバーサルデザイン化、公園や緑地の環境整備を推進します。また、民間施設については、妊婦や乳幼児連れでも安心して利用できる施設として、山形県で発行する「子育て応援パスポート¹」の利用と合わせて、市ホームページで周知をします。

【具体的施策】

No.	取組内容	主な実施主体	新規
190	<u>授乳コーナー、多目的トイレ等の公共施設への整備促進を図ります。</u>	子育て支援課	
191	公園遊具の定期点検の実施と、計画的な改修と設置を実施します。	土木課	
192	公園施設長寿命化等整備事業など公園の大規模改修において、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を図ります。	土木課	
193	市民の手作りで行う公園整備に支援し、特色や要望を取り入れ、地域に密着した公園づくりを進めます。	土木課	
再掲 158	市民ボランティアによる環境美化活動の推進と支援を図ります。（再掲）	まちづくり推進課 土木課	

施策の方向性 3 交通安全教育の推進

全国的に高齢者が関わる交通死亡事故や園児などが巻き込まれる痛ましい交通事故が発生しています。子どもや高齢者をはじめとする交通弱者の安全を確保するため、心身の成長段階に応じて適切な交通安全教育を推進する必要があります。また、本市では関係機関と連携した保育所等や学校周辺の交通状況の確認や、地域の交通安全意識の高揚を目指して啓発活動を行っています。

2. 「子育て応援パスポート」：協賛している企業や店舗（協賛店）で提示すると、さまざまなサービスを受けることができる。

No.	取組内容	主な実施主体	新規
225	「児童の権利に関する条約」の意義や内容についての広報活動を行い、関係機関との連携による子どもの人権に関する啓発活動を推進します。	子育て支援課	
226	小学校等での虐待防止プログラム等の研修会を開催します。	子育て支援課	

施策の方向性 2 障がい児等へ支援の充実

障がい児等を適切な時期に療育につなげるためには、乳幼児健康診査やその後のフォローを実施し、きめ細やかに切れ目のない相談支援を行う必要があります。本市では、平成23年度に発達支援室を開設し、年齢や発達課題、障がいの有無を問わず一生涯にわたり、総合的、かつ、専門的な相談支援を行う体制づくりを図っています。また、就学前児童の地域における療育の拠点として、福祉型児童発達支援センターはまなし学園を設置し、通園児童の対応のほか保育所等訪問事業を実施するなど、通園児以外の相談機能の充実を図っています。また、重度の障がいや日常生活を営むために医療を要するなど、外出することが著しく困難な障がい児のために、居宅訪問型児童発達支援事業を新たに実施していきます。

さらに、障がい児等の健全な発達を支援し、身近な地域との交流の中で安心した生活が送られるように、放課後等デイサービスをはじめとする各種障がい児福祉サービスの充実を図るほか、保育所、認定こども園、学童保育所での受け入れができるよう、相談体制の充実のほかに、障がい児加算などの助成を行います。

◆重点施策 1 早期発見・早期療育支援体制の充実

関係機関との連携のもと、発達や発育の気になる子どもや障がいのある子ども、医療的ケアが必要な子どもの療育支援を行うとともに、保護者に対する相談・支援体制を充実します。

【具体的施策】

No.	取組内容	主な実施主体	新規
227	妊婦及び乳幼児の健康診査、家庭訪問、相談、地域子育て支援拠点施設等での支援を充実し、関係機関との連携に努めます。	健康課 福祉課 子育て支援課	
228	県立こども医療療育センター、県立酒田特別支援学校など専門療育機関との円滑な連携による、療育支援の情報提供を行います。	福祉課 (発達支援室) 子育て支援課 健康課 専門療育機関	
229	保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点施設などの職員の知識習得のための研修会や学習会を充実します。	子育て支援課 保育所 認定こども園 専門療育機関	

◆重点施策 2 発達障がいに関する支援と連携強化

学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などの発達障がいのある子どもに対して、その可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加をするために必要な力を培えるよう、子どもの特性に応じたきめ細やかな支援を行います。保育所、認定こども園、学童保育所において受け入れ

ができるように、相談体制の充実のほかに、障がい児加算などの助成を行います。また、小中学校において、教育支援員を手厚く配置します。

【具体的施策】

No.	取組内容	主な実施主体	新規	
230	相談窓口機能の周知と、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の共通理解による連携を強化します。	福祉課 (発達支援室) 健康課	子育て支援課 学校教育課	
231	特別支援教育士等による保育所、認定こども園訪問を充実します（育ちのサポート事業等）	福祉課 (発達支援室) 健康課	子育て支援課 保育所 認定こども園	
232	関係者の資質向上のための研修会や学習会を充実します。	福祉課 (発達支援室) 健康課	子育て支援課 保育所 認定こども園	
233	市民への発達障がいについての適切な情報提供と知識の啓発を行います。	福祉課 (発達支援室)		
234	幼児期から小・中学校への継続した支援体制を整備します。	福祉課 (発達支援室) 健康課	子育て支援課 学校教育課	
再掲 19	ペアレント・プログラムの実施体制を整備します。（再掲）	子育て支援課		新規

◆重点施策 3 障がい児支援の充実

障がいのある子どもが、より良い環境のもと、一人ひとりに合った療育がなされるよう、医療、福祉、教育などの関係機関と連携し、相談支援を行います。また、はまなし学園の利用者負担について、多子カウントの年齢制限を撤廃するなど、保護者の経済的負担を軽減します。

【具体的施策】

No.	取組内容	主な実施主体	新規	
235	児童発達支援センターとしての児童発達支援や保育所等訪問支援、 <u>居宅訪問型児童発達支援及び障がい児相談支援</u> を行います。	はまなし学園 子育て支援課	福祉課 (発達支援室)	
236	はまなし学園と県立総合療育訓練センターなどの関係機関との連携による地域療育支援ネットワークを充実します。	はまなし学園 子育て支援課 専門療育機関	福祉課 (発達支援室)	
237	相談支援の充実に努め、放課後等デイサービス、短期入所などの障がい福祉サービスの受け入れ体制の拡充に努めます。	福祉課		
238	障がいの状況に応じた適切な補装具、日常生活用具の給付支援を充実します。	福祉課		
239	特別児童扶養手当、障がい児福祉手当などの適切な給付を行います。	福祉課		

No.	取組内容	主な実施主体	新規
240	障がい児を対象とした水泳教室などのスポーツ教室を充実します。	スポーツ振興課	
241	保育所、認定こども園などでの障がい児の受入の推進と受入のための環境整備を充実します。	子育て支援課 保育所 県 認定こども園	
242	障害のある人もない人も、お互いに尊厳を認め合い共に生きる「心のバリアフリー」を学ぶ機会を提供します。	交流観光課 福祉課	新規

◆重点施策 4 特別支援教育の充実

個々の児童生徒に適応した適正な就学指導を行うとともに、インクルーシブ教育システム¹の考え方を踏まえた特別支援教育を推進します。

【具体的施策】

No.	取組内容	主な実施主体	新規
243	特別支援学級と通常学級の交流を推進します。	学校教育課	
244	特別支援教育に対する理解を深める取組を推進します。	学校教育課	
245	県立酒田特別支援学校と連携した支援体制の充実を図ります。	学校教育課	

施策の方向性 3 子どもの貧困対策の推進

平成30年に山形県が行った「子どもの生活実態調査」によると、等価可処分所得²が122万円に満たない世帯の子どもの割合（子どもの貧困率）は県全体で16.0%となっています。

子どもが、生まれ育った環境によってその将来を左右されることなく、自分の人生を歩んでいけるよう、平成25年に「子供の貧困対策の推進に関する法律」が制定され、令和元年には対策の一層の推進を図るため法改正が行われました。この法律及び「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等などの子どもの貧困対策を進めていきます。

子どもが貧困状態から脱し自立していくためには、貧困状態にある子どもや家庭を早期に発見し、適切な支援へとつなぐことが重要であるため、日常的に子どもに接する機会の多い学校、保育所、認定こども園をはじめ、市や児童相談所などの各相談機関、子育て支援に取り組んでいるNPO法人、生活自立支援センターさかたなど、地域のさまざまな関係機関が連携し、貧困問題を抱える家庭の早期発見と、見守り、支援を推進していきます。

4. 「インクルーシブ教育システム」：101ページに概要の説明があります。

5. 「等価可処分所得」：①「可処分所得」：実収入から、税金や社会保険料などの非消費支出を差し引いた手取り収入を、「家計が自由に処分することができる所得」という意味で可処分所得といいます。②「等価可処分所得」：①「可処分所得」を世帯の人数の平方根で割ったもの。

◆重点施策 1 教育の支援

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のあるすべての子どもが質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限に伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることが、一人ひとりの豊かな人生の実現に加え、社会全体の成長・発展にもつながります。学校と福祉関連機関が連携し、総合的な支援を推進するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を図ります。

【具体的施策】

No.	取組内容	主な実施主体	拡充
246	児童生徒の家庭環境等を踏まえ、必要に応じて生活支援や福祉制度につなぐことができるよう関係機関の連携を強化します。	学校教育課 福祉課 子育て支援課	
再掲 14	保育所、認定こども園に入園している家庭の経済的負担軽減を充実します。（再掲）	子育て支援課 認定こども園 保育所	
再掲 147	教育相談室における来室相談、電話相談の活発化と相談専門員による積極的な学校訪問活動を促進し、相談窓口を周知します。（再掲）	学校教育課 学校	
再掲 150	スクールカウンセラーを効果的に活用します。（再掲）	学校教育課	
247	経済的理由によって就学困難と認められる児童または生徒の保護者に対し、必要な援助を行う制度を周知します。	学校教育課	
248	子どもの教育機会の均等を図るため、地域の多様な主体による学習支援の実施を推進します。	子育て支援課 福祉課 地域	
再掲 67	大学等修学支援事業を実施します。（再掲）	企画管理課	

◆重点施策 2 生活の支援

貧困の状況にある子どもについては、これに伴ってさまざまな不利を背負うばかりでなく、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうことが指摘されています。このような社会的孤立に陥ることのないよう相談体制の充実を図り、生活支援事業の周知を行い、必要な支援が行き届くようにする必要があります。

【具体的施策】

No.	取組内容	主な実施主体	新規
249	ひとり親家庭子育て生活支援事業の周知を図り、登録受付をします。	子育て支援課 県母子連	
250	保育所や学童保育所などの優先入所、ファミリー・サポート・センターの利用などに配慮します。	子育て支援課	

No.	取組内容	主な実施主体	新規
251	相談窓口機能の周知とスムーズな対応や連携を強化します。	福祉課 子育て支援課	
再掲 50	「子ども食堂」の取り組みを支援します。（再掲）	子育て支援課 <u>市社会福祉協議会</u>	新規

◆重点施策 3 保護者の就労支援

生活困窮者や生活保護の子育て家庭の保護者が、労働によって一定の収入を得て、生活の安定を図るため、就労に関する相談体制を充実します。また、ひとり親家庭、とりわけ母子家庭の母親は離婚時に無職であったり、非正規職員であったり、生計を支えるために十分な収入を得ることが困難な状況にある場合があります。そのため、生計を賄い、安定した収入を得られる就労につながる資格取得のための支援を行う必要があります。

【具体的施策】

No.	取組内容	主な実施主体	新規
252	就労支援員による生活困窮や生活保護の子育て家庭の保護者への就労支援を行います。	福祉課	
253	就労支援を効果的・効率的に行うため、福祉部門と雇用部門の各機関の連携を強化します。	子育て支援課 公共職業安定所 福祉課	
254	就労につながる資格取得のため、ひとり親家自立支援給付金事業等を行います。	子育て支援課	

◆重点施策 4 経済的支援

生活保護や各種手当等さまざまな支援を組み合わせた形で、世帯の生活の基礎を下支えします。

【具体的施策】

No.	取組内容	主な実施主体	新規
255	生活保護世帯の子どもの高等学校等の進学に際し、入学料、入学検査料等を支給します。	福祉課	
256	児童扶養手当の適切な給付を行います。	子育て支援課	
257	母子父子寡婦福祉資金貸付制度、生活福祉資金・ <u>たすけあい資金貸付制度</u> を周知します。	子育て支援課 福祉課 <u>市社会福祉協議会</u>	
258	<u>赤い羽根共同募金運動や歳末たすけあい募金等の取り組みにより子育て世帯を支援します。</u>	福祉課 <u>市社会福祉協議会</u>	新規

施策の方向性 4 ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るためには、きめ細やかな福祉サービスの展開と就労による自立の支援に主眼を置いた子育て支援や生活支援、就労支援、養育費の確保及び経済的支

援など、地域のひとり親家庭等の現状を把握しつつ、総合的な対策を適切に実施していくことが必要です。特に経済的支援策では、母子家庭だけでなく父子家庭においても子育てと仕事の両立が難しく、父子家庭への対象拡大が図られてきました。また、税制や各種手当における未婚のひとり親への支援も整備されてきています。

本市では、母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の自立に向けた相談・支援体制の強化に努めます。また、本市及び山形県の母子寡婦福祉関係団体と連携を図り、ひとり親家庭の子どもを対象とした学習支援などに取り組むなど、家庭の状態に応じた支援の充実を図っていきます。

◆重点施策 1 ひとり親家庭等に対する支援の充実

子どもの養育や生活の悩みなどの相談に適切に応じるとともに、就業・自立に向けた総合的な支援を目指し、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策等について推進します。

【具体的施策】

No.	取組内容	主な実施主体	新規
再掲 12	子育て支援医療・ひとり親家庭等医療の給付を行います。(再掲)	子育て支援課	
再掲 250	保育所や学童保育所などの優先入所、ファミリー・サポート・センターの利用などに配慮します。(再掲)	子育て支援課	
再掲 18	短期入所生活援助(ショートステイ) ³ 事業を実施します。(再掲)	子育て支援課	
259	相談窓口機能の周知とスムーズな対応や連携を強化します。	子育て支援課	
260	母子・父子自立支援員による相談の実施と要支援者の把握を行います。	子育て支援課	
再掲 254	就労につながる資格取得のため、ひとり親家自立支援給付金事業等を行います。(再掲)	子育て支援課	
261	無料法律相談会や市民生活相談窓口、県や財団法人が行うひとり親家庭に対する生活支援事業などの情報提供を行います。	子育て支援課	
再掲 256	児童扶養手当の適切な給付を行います。(再掲)	子育て支援課	
再掲 257	母子父子寡婦福祉資金貸付制度、生活福祉資金・たすけあい資金貸付制度を周知します。(再掲)	子育て支援課 福祉課	市社会福祉協議会
262	ひとり親家庭の子どもを対象とした学習支援教室を実施します。	子育て支援課	新規

6. 「短期入所生活援助(ショートステイ)事業」: 101 ページに概要の説明があります。

◆重点施策 2 ひとり親家庭等の社会参加の支援

ひとり親家庭等が精神的に孤立しないように、自立に向けて互いに支え合う団体活動を積極的に支援します。

【具体的施策】

No.	取組内容	主な実施主体	新規
263	「酒田市母子福祉ねむの木会」の活動を支援します。	子育て支援課	
264	親子のふれあいの機会としてのレクリエーション活動を充実します。	子育て支援課	

施策の方向性 5 外国につながる子どもへの配慮・支援

国際化の進展に伴い、海外から帰国した子どもや外国人の子ども、両親が国際結婚の子どもなどの外国につながる子どもの増加が見込まれることを踏まえ、当該子どもが円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び幼児教育・保育施設等に対し必要な支援を行う必要があります。

◆重点施策 1 子ども、保護者及び教育施設等への配慮・支援

海外からの帰国などによる外国籍等の子どもに必要な支援を行います。また、言葉や生活習慣の違う外国籍等の保護者が不安なく子育てできるよう努めます。特に、妊産婦については、安心して妊娠中の時期を過ごし、出産を迎えられるようにするとともに、子どもが健やかに成長できるように支援します。

【具体的施策】

No.	取組内容	主な実施主体	新規
265	外国籍の妊産婦への相談支援を実施します。また状況に応じてボランティア通訳を利用し、きめ細やかな支援を行います。	健康課	
266	外国語版母子健康手帳や健診問診票等を活用しスムーズな支援を図ります。	健康課	
267	保育所等に入所する日本語でのコミュニケーションが困難な幼児に対し、必要な支援を行います。	子育て支援課	新規
268	日本語でのコミュニケーションが困難な児童生徒に対し、個別に日本語を指導する講師を派遣します。	学校教育課	新規
269	在住外国人と市民が互いの国際理解を深めるための各種交流事業の開催や、日本語教室・相談窓口の開設により、外国籍等の方も子育てしやすい環境づくりを進めます。	地域共生課	新規

4 施策の効果の検証につなげる評価指標及び数値目標の設定

第4章に示した各基本施策の内容について、次のとおり評価指標及び数値目標を設定し、施策の効果を検証していきます。

【目標値の設定にあたっての方針】

- 本市の現状や他の施策計画、過去のアンケート結果等をもとに、計画策定時の状況（平成30年度の実績）よりも向上、拡充を図ります。
- ニーズ調査の結果による評価指標については、どの項目も一律に平成30年度の実績（調査結果）から10%改善の数値を目標としています。

全体

No.	指標等	計画策定時の状況 (平成30年度)	数値目標 (令和6年度)
1	子育てに関して不安感や負担感を持つ保護者の割合	39%	35%
2	合計特殊出生率	1.42	1.50
3	出生数	552人	600人

基本施策1 地域で子育てを支援する環境づくり

No.	指標等	計画策定時の状況 (平成30年度)	数値目標 (令和6年度)
4	気軽に相談できる人、場所があると認識している割合	人：94% 場所：55%	人：100% 場所：61%
5	希望どおりに子育て支援事業を利用できたと感じる割合	73%	80%
6	地域子育て支援拠点（児童センター、子育て支援センター、つどいの広場）設置箇所数	8箇所 (出張つどいの広場含む)	8箇所 (出張つどいの広場含まず)
7	保育所の待機児童数	0人	0人
8	19時まで（以降を含む）延長保育を実施している認可保育所等数	21箇所	21箇所
9	休日保育事業の実施施設数	1箇所	1箇所
10	病児・病後児保育事業のサービスを希望したときに利用できた割合	—	90%
11	一時預かりの実施施設数	17箇所	18箇所
12	学童保育所整備及び放課後子供教室の実施による学童保育所の待機児童数	27人	0人

字句修正

基本施策2 次代を担う若者を支援する環境づくり

No.	指標等	計画策定時の状況 (平成30年度)	数値目標 (令和6年度)
13	若者が酒田で生活や子育てをしたいと感じる割合	25%	28%
14	乳幼児とのふれあい体験を通して子育てに対してポジティブイメージを持った割合	91%	100%
15	結婚推進支援事業を利用した成婚件数	12件	15件

基本施策3 親と子の健康を守る環境づくり

No.	指標等	計画策定時の状況 (平成30年度)	数値目標 (令和6年度)
16	妊娠から出産までの子育て支援に対する満足度	51%	56%
17	妊娠届出の早期提出(満11週以内)の割合	90.5%	90%
18	マタニティ教室への夫の参加割合	75%	77%
19	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の訪問実施割合	99.6%	100%
20	乳幼児健康診査を受けていない子どもの健康状態を把握している割合	100%	100%
21	3歳児健康診査でむし歯のない子の割合	86%	90%
22	不妊に悩む方への特定不妊治療費助成件数	97件	100件

基本施策4 子どもの心身の健やかな成長のための環境づくり

No.	指標等	計画策定時の状況 (平成30年度)	数値目標 (令和6年度)
23	子どもの教育環境が整備されていると感じる割合	54%	59%
24	中学生海外派遣事業「はばたき」参加者の満足度	100%	100%
25	赤ちゃん登校日講座を受講しての児童・生徒の満足度	90%	100%

基本施策5 子どもや子育てにやさしく安全な環境づくり

No.	指標等	計画策定時の状況 (平成30年度)	数値目標 (令和6年度)
26	子育て世帯にやさしい環境づくり(道路、公園、トイレ、駐車場等)を進めていると評価する割合	48%	53%
27	地域における交通安全活動や防犯活動が活発であると感じる割合	53%	58%

基本施策6 男女が子育てしやすい就労環境づくり

No.	指標等	計画策定時の状況 (平成30年度)	数値目標 (令和6年度)
28	女性が出産後も仕事を継続している割合	72%	79%
29	仕事と生活の調和に取り組む企業の状況 —(やまがた子育て・介護応援いきいき企業 認定制度認定企業数)—	122社	150社
30	働き方改革による就労環境向上セミナーの開催回数と参加者数	2回 84人	(令和2・3年度) 累計2回40人
31	女性の再就職支援セミナーの開催回数と参加者数	—	(令和2・3年度) 累計3回60人

削除

基本施策7 特別な支援を必要とする子どもをきめ細やかに支える環境づくり

No.	指標等	計画策定時の状況 (平成30年度)	数値目標 (令和6年度)
32	特別な支援を必要とする子どもや家庭に対する支援体制が整っていると感じる割合	38%	42%
33	学習支援事業の実施箇所数	1箇所	2箇所

(2) 幼稚園、認定こども園（教育利用）

【利用者数の現状と見込み】

- ・3～5歳児は、出生数（人口）が減少することにより、認定こども園（教育部分）の利用者数は、減少していく見込みです。
- ・幼児教育・保育の無償化により1号認定（教育部分）より2号認定（保育部分）を希望する傾向にあり、1号認定の利用者数は見込み以上に減少することも想定されます。

【今後の方向性】

- ・認定こども園の利用者数は、現時点で利用定員を割り込んでおり、十分な提供量の確保がされています。保護者の需要に応じて、適正な利用定員の見直しを図っていきます。

		R2年度(1年目)		R3年度(2年目)		R4年度(3年目)		R5年度(4年目)		R6年度(5年目)	
		保育必要 なし	保育必要 あり	保育必要 なし	保育必要 あり	保育必要 なし	保育必要 あり	保育必要 なし	保育必要 あり	保育必要 なし	保育必要 あり
利用者数の見込み		170	155	164	150	152	138	140	128	132	120
		325		314		290		268		252	
提供量の確保	幼稚園(施設型給付) 認定こども園	466		400		350		350		350	
	幼稚園	0		0		0		0		0	
	広域利用	-		-		-		-		-	
	合計	466		400		350		350		350	
需給ギャップ		141		86		60		82		98	
推計人口		1,953		1,882		1,740		1,610		1,507	
保育利用率		16.6%		16.7%		16.7%		16.6%		16.7%	

【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・利用者数の見込みについては、国の手引きをもとに、平成31年1月に実施したニーズ調査の集計値から、世帯の就労状況と教育・保育の利用希望率を把握し、算定しています。
- ・施設利用希望率は、共働き世帯や、専業主婦（夫）世帯など、世帯の就労状況の類型毎に算定しています。なお、世帯の就労状況については、今後の就労希望の状況も加味することにより、現時点では利用していない世帯の潜在的な施設利用希望率も含めて算定しています。
- ・各年度の利用者数の推計には、各年3月31日の推計人口を使用（R2年度の推計にはR2年3月31日における推計人口を使用）し、推計人口から、共働き世帯等の類型ごとの世帯数を推計し、施設利用希望率をかけて算定しました。
- ・各年度の利用者数の見込みは、年度途中からの利用者も含めた年度末時点における最大の利用者数を推計しています。

【国の手引きとの相違点】

- ・人口推計（H31年度出生数）に実態と乖離が生じていることから、令和2年度以降の人口推計を補正し、利用者数を再算定しています。

1 現状と課題、施策の基本的方向性

■ 子どもの貧困対策の推進経過

平成25年度	6月26日 子どもの貧困対策の推進に関する法律 公布
	1月17日 子どもの貧困対策の推進に関する法律 施行
	○国及び地方公共団体の責務、子どもの貧困対策を総合的に推進するために講ずべき施策の基本となる事項等を規定（都道府県は子どもの貧困対策の計画策定に努めることが規定された）
平成26年度	8月29日 子供の貧困対策に関する大綱 閣議決定
平成27年度	4月 生活自立支援センターさかた 開設
	3月16日 山形県子どもの貧困対策推進計画 策定
	○「ストップ！！貧困の連鎖」を目標に、①教育を応援、②子育て・生活を応援、③仕事を応援、④相談・支援体制の整備の4つを施策の柱として、子どもの貧困対策を総合的に推進
	3月16日 山形県あしながプロジェクトチーム 設置
平成28年	1月 フードバンク（酒田市社会福祉協議会） 開始
	7月 ひとり親家庭等学習支援教室 開始
平成29年	1月 子ども食堂 開始
	8月 庁内関係課による体制強化会議 開催
平成30年度	8月 山形県子どもの生活実態調査 実施
	2月 山形県子どもの居場所づくりネットワーク 発足
平成31年度 令和元年度	5月 山形県子どもの居場所運営支援事業費補助金 開始
	9月7日 子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律 施行
	【改正の背景】 ○平成25年に子ども貧困対策推進法が施行された際に、法施行後5年を経過した場合の見直し条項が規定 ○関係団体からも子ども貧困対策推進法の見直しを求める声
	【改正の視点】 ○より充実かつ実効的な貧困対策を！ ○子どもの住む地域にかかわらず全国的に！
	【改正の内容】 ○目的・基本理念の充実 ○市町村による貧困対策計画の策定（策定に努めることが規定された）等
	11月29日 子供の貧困対策に関する大綱 閣議決定
	子ども食堂 取り組みが広がる

現状

○子どもの貧困率
 山形県子どもの生活実態調査の結果（平成30年8月実施）
 世帯の等価可処分所得が122万円に満たない世帯の子どもの割合は16.0%（県全体）
 ※市町村ごとの数値は非公表
 ※1世帯当たりの可処分所得の平均金額は515万円（等価可処分所得の平均金額は241万円）
 〈参考〉国民生活基礎調査（厚生労働省）による全国の子どもの貧困率は13.9%（約7人に1人）（平成28年）

○要保護・準要保護児童生徒の割合
 経済的理由により就学困難と認められ学用品等の就学援助を受けている児童・生徒は、509人 6.97%（平成30年度）
 ※出典：就学援助実施状況等調査（文部科学省）
 〈参考〉山形県6,001人7.05%（平成28年度）

○母子のみ・父子のみ世帯の数
 母子世帯 578世帯 1世帯の子供の数1.56人
 父子世帯 59世帯 1世帯の子供の数1.56人
 ※出典：平成27年国勢調査（総務省）

課題

○教育の支援
 ・学校、保育所、幼稚園等が貧困家庭の子どもを早期に発見し、関係機関等につなぐことが必要
 ・経済的な理由や家庭事情により、家庭等での学習が困難な子どもや児童養護施設入所児童等に対する支援が必要

○生活の支援
 ・さまざまな問題を抱える子どもとその保護者に対しライフステージや養育、生活状況に応じたきめ細かな支援が必要
 ・相談・支援窓口の体制整備と支援メニューも含めた積極的な周知が必要

○保護者の就労支援
 ・就職に関する相談や雇用環境の整備、就労に向けた資格取得の支援が必要

○経済的支援
 ・安定した生活を送るための各種資金貸付や給付事業等の周知及び制度の充実が必要

〈参考〉充実が必要な支援制度について
 ～山形県子どもの生活実態調査（平成30年8月実施）～

○全世帯で保育料や授業料の負担軽減、進学のための奨学金等の充実、子どもの医療費支援の充実などの経済的支援のほか、保育サービスの充実や子どもの学習支援の充実が必要とする回答が多い。

○A世帯（等価可処分所得が122万円未満の世帯）ではB世帯（等価可処分所得が122万円以上の世帯）に比べて就学援助や保護者の医療費支援の充実のほか、就職支援や住宅支援、学習支援の充実が必要とする割合が高い。

施策の基本的方向性

- ☞ 早期発見（気づき）**
 ・貧困状態にある子どもや家庭を早期に発見し、適切な支援へとつなぐ
 ※詳細は「2 対策の進め方」のとおり。
- 次の4つの施策の柱にかかわる具体的な施策は、「第4章 次世代育成支援」に記載した内容です。
- ①教育の支援**
 ・学校と福祉関連機関が連携し、総合的な支援を推進するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を図ります。
- ②生活の支援**
 ・貧困の状況にある子どもが社会的孤立に陥ることのないよう、生活の支援において、相談事業の充実を図ります。
- ③保護者の就労支援**
 ・労働によって一定の収入を得て、生活の安定を図るため、就労に関する相談体制を充実します。
- ④経済的支援**
 ・生活保護や各種手当など、さまざまな支援を組み合わせた形で、世帯の生活の基礎を下支えします。